

## 市第 117 号議案

### 横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

#### 横浜市条例（番号）

##### 横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「おいては」の次に「、規則で定める基準に従い」を加え、「造らなければ」を「造ることその他これに準ずる措置を講じなければ」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

建築基準法施行令の改正の趣旨を踏まえ、火気を使用する場所の内装の制限を緩和するため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（火気を使用する場所の内装）

第9条 学校、体育館、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所、百貨店、マーケット、連続店舗、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、料亭、飲食店、共同住宅、長屋、寄宿舎又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。）の炊事場、火たき場その他これらに類するものを階段の直下に設ける場合においては、規則で定める基準に従い、その室の壁及び天井の室内に面する部分並びにその階段の下面の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置を講じなければならない。